

条例に基づく環境影響評価制度の見直しについて

見直しの必要性

兵庫県では、平成10年1月に環境影響評価に関する条例(平成9年条例第6号。以下「条例」という。)を施行し、平成11年6月に施行された環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)との一体的な運用により、土地の形質の変更や工作物の新築等の事業の実施に際し、環境の保全と創造について適正に配慮がなされるよう事業者指導を行ってきました。

一方、国においては、平成23年4月に法を改正し、計画段階環境配慮書の手続の新設、方法書段階における説明会開催の義務化、電子縦覧の義務化や環境保全措置等の報告・公表の義務化等を新たに盛り込みました。

本県では、条例と法の一体的な運用により事業者の環境の保全と創造についての適正な配慮を推進するため、**法の一部改正にあわせて本県の制度についても、その見直しを図ります。**

平成25年10月1日施行

早期における環境配慮(配慮書手続の導入)

事業実施に係る環境の保全について、より適切な配慮がなされるためには、可能な限り早期の段階において、環境の保全の見地からの検討を加え、事業に反映していくことが望ましい。このため、事業の早期段階において、計画を公表し、住民、地元市町及び県の意見を求めることにより、**事業の位置・規模又は施設の配置・構造等を検討する制度として、概要書手続前に、配慮書手続を導入**します。

なお、制度の創設にあたっては、法制度を踏まえつつ、環境影響評価に関する条例(以下「条例」)が環境影響評価法(以下「法」)よりも対象事業種が多く、また、対象事業規模も小さいことに鑑み、効率性の観点から、**手続期間を30日間**とします。

概要書段階における説明会の開催

概要書には調査や予測の方法など専門的な内容が含まれており、住民の理解を促進するため、法と同様に、**概要書の手続段階で、事業者が説明会を開催する手続を導入**します。

公告・公表の方法の変更

手続を迅速かつ効率的に進める観点から、**公告、縦覧手続の主体を事業者とし、縦覧方法や意見送付先等を、県や市町の公報又は広報誌、日刊新聞紙への掲載のうち、適切な方法により公告**することとします。

インターネット等による公表

住民のアセス図書等へのアクセスの利便性を向上させ、情報交流の充実を図ることが重要であるため、法と同様に、**事業者がアセス図書をインターネット等により公表する手続を導入**します。

要約書の作成

概要書等は一般的に分量が多く、内容も専門的であるため、住民がより理解しやすい情報提供を行うため、法と同様に、**事業者によるアセス図書の要約書の作成手続を導入**します。

事後監視調査の実施

条例対象の事業者は、工事着手後、事後監視調査を実施するとともに、供用開始後概ね3年後までの間、毎年、調査を行い、その結果を知事へ報告することが義務付けられています。

このため、**法対象事業についても、条例事業と同様に、事業者が調査を行い、結果を知事へ報告するとともに公表する手続を導入**します。

平成25年10月1日
から施行だよ～



詳しくは、兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課環境影響評価室 電話 078-362-9086 まで
ホームページ : <http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/eia/index.html>

改正後のフロー図 (赤枠、赤文字が新たに導入された手続)

